

平成26年2月後期定例会 議事録

(1/4)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・開催日時 平成26年2月21日（金曜日）14時56分～16時33分・開催場所 人事委員会室・出席者（委員）大西委員長 松尾委員 中川原委員
（事務局）伊藤事務局長 原副事務局長 宮原参事
隈本主幹 植松係長 馬場係長 寺田主査 |
|--|

○議事事項

1 平成26年2月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 職員の採用選考について

佐賀県警察本部長から職員の採用選考請求があり、その内容について説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることを決定した。

【説明】

- ・警視級 3名（発令予定日 平成26年3月20日付）
- ・課長級 1名（ 同 上 ）

3 職員の昇任選考について

佐賀県警察本部長から職員の昇任選考請求があり、その内容について説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることを決定した。

【説明】

- ・警視級 8名（発令予定日 平成26年4月1日付）

4 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について

2月定例会県議会に提案された次の条例（案）について、佐賀県議会議長から地方公務員法第5条第2項の規定に基づき意見を求められたため、内容を検討し、原案のとおり決定した。

【説明】

- 1 乙第3号議案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（案）

<改正理由>

平成24年10月12日付け佐賀県人事委員会報告に鑑み、時間外勤務手当等に係る勤務1時間当たりの給与額の計算方法について改めることとしたため。

<改正の内容>

(1) 佐賀県職員給与条例の一部改正関係【第1条】

時間外勤務手当等に係る勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給与に人事委員会規則で定める手当を加え、勤務時間から人事委員会規則で定める時間を減ずることとした。(第16条関係及び附則第11項関係)

(2) 職員の修学部分休業に関する条例の一部改正関係【第3条】

佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例において勤務1時間当たりの給与額の算出方法を見直すことに伴い、職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の減額方法について同様の取扱いとすることとした。(第3条関係)

(3) 佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正関係【第2条】

育児短時間勤務職員に対する佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の特例を定めるべき規定に、55歳超職員に関する昇給の条項を追加した。(第15条関係)

2 乙第13号議案 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(案)

<改正の内容>

1の(1)に同じ。(第17条関係及び附則第19項関係)

<施行期日>

平成26年4月1日

<検討結果>

1 (1)及び2の改正関係

○ 本改正は、平成24年10月12日付け佐賀県人事委員会報告に鑑み、これまで国の方式に準拠していた時間外勤務手当等に係る勤務1時間当たりの給与額(以下「時間単価」という。)の計算方法を変更するものである。本改正内容は、次のとおり、労働基準法(以下「労基法」という。)の趣旨を踏まえており、また他の多くの団体で採用されている方式であることから、地方公務員法の均衡の原則に照らしても妥当であると認められる。

1 (2)の改正関係

○ 修学部分休業に伴う給与減額における勤務1時間当たりの給与額を、1(1)と同様の取扱いとすることとしたものであり、その内容は妥当であると認められる。

1 (3)の改正関係

○ 育児短時間勤務職員に対する県職員給与条例及び学校職員給与条例の特例を定めるべき規定の整理を行っているものであり、妥当であると認められる。

3 乙第4号議案 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例(案)

<改正理由>

平成25年人事委員会の報告において見直し検討の必要性が報告された趣旨を踏まえ、佐賀県職員の特殊勤務手当について改正を行う必要があるため。

<改正の内容>

1 教務手当の改正【第1条】

総合看護学院、有田窯業大学校、産業技術学院、農業大学校又は高等水産講習所に勤務する職員が教育等に従事した場合の教務手当の額を月額21,400円から日額1,200円に改めることとした。

(第4条関係)

2 漁業取締調査手当の改正【第2条】

漁業取締調査手当を支給しない職員を人事委員会規則で定める旨の規定を設けることとした。

(第21条関係)

<施行期日>

平成26年4月1日

<検討結果>

1の改正関係

- 教務手当の改正は、総合看護学院等において教務に従事している職員の勤務実態を総合的に精査したうえで、支給単位の日額化並びにそれに伴う対象業務及び支給額の整理をするものである。
- 今回の改正内容は、特殊勤務手当の趣旨及びこれまでの本県における手当日額化の取組に沿ったものであり、適当なものと認められる。
- なお、この改正内容については、職員組合とも妥結しているものである。

2の改正関係

- 漁業取締調査手当の改正は、昨年度の職員課に対する定期監査意見において、本手当の支給要件の整備について検討を要するものがあるとの指摘があり、職員課にて、支給要件が明確になるよう、今後、規程等の整備に努めることとされているため、それに従い所要の改正を行うものである。
- 本手当の対象業務のうち漁業に関する試験調査業務については、昭和49年総務部長通知により研究職給料表適用職員及び農林漁業改良普及手当支給職員を除外していたが、特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲は条例事項とすることが適当であると考えられ、今回の改正は、本除外規定を条例から人事委員会規則に委任するためのものであり、適当なものと認められる。

5 不利益処分についての審査請求の棄却の決定等について

昭和52年高教組事案について、審査請求人の所在調査を行い、平成24年3月26日から平成25年2月15日までに死亡し、平成26年2月17日までに相続人等から承継の届出がなされなかったものについての審査を打ち切り、審査請求を棄却する決定をした。

【説明】

- ・昭和52年高教組事案 33名分

○報告事項

1 公務員連絡会地方公務員部会等からの要請書について

公務員連絡会地方公務員部会等から全国人事委員会連合会会長へ要請書が提出されたことについて報告した。

2 平成26年度佐賀県警察官A採用試験〔第1回〕実施計画について

平成26年度佐賀県警察官A採用試験〔第1回〕実施計画について概要を報告した。

○その他

1 行事予定について